

配電系統情報公表基準

平成29年4月

九州電力株式会社

この基準は、電気事業法第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づき電力広域的
運営推進機関が策定した「送配電等業務指針」を踏まえて策定したものである。

配電系統情報公表基準

目 次

<u>1 総 則</u>	
1.1 目 的	1
1.2 適用範囲	1
1.3 情報公表の基本的な考え方	1
1.4 配電部門の情報の公表および保護	1
1.5 用語の定義	1
<u>2 公表する情報</u>	
2.1 公開する情報	3
2.2 開示する情報	3
2.3 提示する情報	4
<u>3 保護すべき情報</u>	
3.1 公表しない情報	6
別紙 1 系統利用検討に必要な情報を提示する場合の標準的な業務フロー	7

1 総 則

1.1 目 的

この基準は、当社配電部門が行う情報公表について、その内容、手段および時期等の基本事項を定めることにより、公平性・透明性を確保した適正な業務運営を図ることを目的とする。

1.2 適用範囲

この基準は、電力系統の利用に係わる情報の内、配電部門が管理する情報の公表に適用する。

1.3 情報公表の基本的な考え方

情報公表にあたり、当社配電部門は公平性・透明性確保の観点から、正確な情報の公表を行うことを原則とする。

1.4 配電部門の情報の公表および保護

配電部門は、「2 公表する情報」に示す情報を含め、配電部門の公平性・透明性を確保するための情報については原則公表する。ただし、「3 保護すべき情報」に示す情報については、原則公表しないものとする。

1.5 用語の定義

(1) 電力広域的運営推進機関

電気事業法第28条の4に基づき、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的として設立された認可法人をいう。

(2) 送配電等業務指針

電気事業法第28条の40第3号及び第28条の45に基づき電力広域的運営推進機関が定める、送配電等業務の実施に関する基本的な指針をいう。

(3) 配電部門

配電本部および送配電統括センター配電部（配電事業所を含む）の総称をいう。

(4) 配電系統

配電部門が所管する22kV以下の系統をいう。

(5) 連 系

連系者の電気設備を配電系統に電氣的に接続することをいう。

(6) 要請者

当社配電系統および配電系統の利用に係わる情報公表を求める者をいう。

(7) 公 開

一般に公開されているホームページ（ウェブサイト）やネットワークサービスセンターおよび配電事業所での公開により、広く一般に情報を提供することをいう。

(8) 開 示

あらかじめ公表対象者を限定して情報を提供することをいう。

(9) 提 示

情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等のうえ、個々に示し説明することをいう。

(10) 公表

公開、開示、提示の総称をいう。

(11) 逆潮流

発電設備の設置者の構内から配電系統へ向かう電力の流れをいう。

(12) 発電者

配電系統に以下の発電設備を連系し発電を行う者、またはこれを希望する者をいう。

a 小売電気事業用、特定送配電事業用、一般送配電事業用及び自己託送の用に供する電気の発電設備

電気事業法第2条第1項第5号口にもとづき行われる需要に対する電気の供給

b 上記a以外の発電設備で、逆潮流がある場合

(13) 需要者

配電系統に以下の需要設備を連系し、専ら電気を消費する者またはこれを希望する者をいう。

a 負荷設備のみで構成される電気設備

b 負荷設備および自家用発電設備から構成される電気設備で、逆潮流がない場合

(14) 連系者

発電者および需要者の総称をいう。

2 公表する情報

配電系統および配電系統利用に係わる情報のうち、公表する情報の取扱いについては、以下の「公開」、「開示」、「提示」の公表区分ごとに行うものとする。

2.1 公開する情報

2.1.1 情報項目

送配電等業務指針に基づき配電部門が定め遵守する以下のルール。

- (1) 配電設備計画基準（設備形成ルール）
- (2) 配電系統連系基準（系統アクセスルール）
- (3) 配電系統運用基準（系統運用ルール）
- (4) 配電系統情報公表基準（情報公表ルール）

2.1.2 公開対象者

すべてを対象とする。

2.1.3 公開方法

- (1) 当社ホームページによる公開
- (2) ネットワークサービスセンターおよび配電事業所での公開

2.1.4 公開時期

上記2.1.1のルールの制定または改定の都度

2.2 開示する情報

2.2.1 情報項目

配電系統の事故に係わる以下の情報

- ・設備名（回線名等）
- ・発生時刻
- ・停電地域（影響範囲）
- ・原因
- ・復旧状況

2.2.2 開示対象者

停電等、事故による影響が予想される連系者のうち、配電事業所と給電運用申合書を締結している22kV連系者および6kV発電者。

2.2.3 開示方法

給電運用申合書に定める情報窓口より、電話等により個別に示し説明。

2.2.4 開示時期

事故発生後すみやかに開示。ただし、応急処置が必要な場合は、応急処置後すみやかに開示。

2.3 提示する情報

2.3.1 情報項目

(1) 配電システムの事故に係わる以下の情報

- ・設備名(回線名等)
- ・発生時刻
- ・停電地域(影響範囲)
- ・原因
- ・復旧状況

(2) 配電システムの利用検討にあたり、要請者が必要とする以下の情報

- a 連系する配電線の連系する配電線の配電系統図(回線容量、バンク容量)
- b 連系する配電線の予想・実績電流
- c 連系する配電線の以下の諸データ
 - (a) 設備定数(配電線・バンクの電圧やインピーダンス)
 - (b) 短絡容量
 - (c) 配電系統保護リレーの設置状況
- d 連系する配電線の配電設備計画
- e 連系する配電線の停電実績 など

2.3.2 提示対象者

要請者

2.3.3 提示方法

(1) 配電システムの事故に係わる情報

営業所窓口またはネットワークサービスセンターへの訪問または電話等の問い合わせに応じ、個別に示し説明する。なお、社会的な影響が大きな事故等が発生した場合には、当社広報部門を通じて公開する場合がある。

(2) 配電システムの利用検討にあたり、要請者が必要とする情報

配電事業所またはネットワークサービスセンターでの閲覧または問い合わせに応じ、個別に示し説明する。なお、閲覧にあたっては、系統連系希望者の希望連系点付近の配電線系統図を提示する。

2.3.4 提示時期

提示対象者からの情報提示要請の都度

2.3.5 系統利用検討に必要な情報の提示にあたっての措置

(1) 配電システムの利用検討に必要な情報の提示を要請された場合、配電事業所およびネットワークサービスセンターは提示対象者の身元及び情報の利用目的について、確認、審査等を実施のうえ、情報を提示する。なお、その標準的な業務フローを別紙1に示す。

(2) 配電部門は、上記2.3.1(2)の情報項目の内、以下に該当する特に重要な情報については、提示対象者に対し別途定める誓約書の提出を求めたうえ、情報を提示する。

- a 目的外の使用で、配電系統保安の確保を著しく阻害することが懸念されるもの
- b 目的外の使用で、安定的な配電系統の形成を著しく阻害することが懸念されるもの

- (3) 審査および情報収集・集約に時間を要する場合、配電事業所またはネットワークサービスセンターは、その理由および提示時期の見込みを提示対象者へ説明する。また、情報の提示を求める個々の要請に対して、提示が出来ない場合、配電事業所またはネットワークサービスセンターは、その理由を提示対象者へ説明する。

3 保護すべき情報

配電系統および配電系統利用者に係わる情報のうち、以下の情報については公表しないものとする。

3.1 公表しない情報

3.1.1 情報項目

(1) 第三者情報（当社以外の法人、その他の団体および事業を営む個人に関する情報）

・公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念があるもの。

a 個々の事業者の事業情報

(a) 電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績

(b) 燃料調達・消費状況

(c) 需要動向（分布）、需要実績

(d) 売上情報 等競争に影響を与える情報 など

b 私契約の内容や顧客情報など守秘が必要と考えられる情報

(a) 契約者、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件

(b) 第三者の経営状況 など

(2) 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

・国や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能損失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

〔重要施設の例〕

a 重要官公庁

裁判所、外国公館、官公庁舎、刑務所、地方自治体会議施設、警察署、消防署

b 上下水道

浄水場、給水場、下水処理場、排水場

c ガス供給

製造所、供給所、貯蔵所、整圧所

d 病院等

国公立病院、大学付属病院、総合病院、救急指定病院

e 交通施設

高速道路、空港、航空標識、灯台、長大トンネル、鉄道運行用発電所

f 原子力関連施設の所内電源供給地点

g 主要な電気通信事業者施設

h 主要な金融機関、金融商品取引所

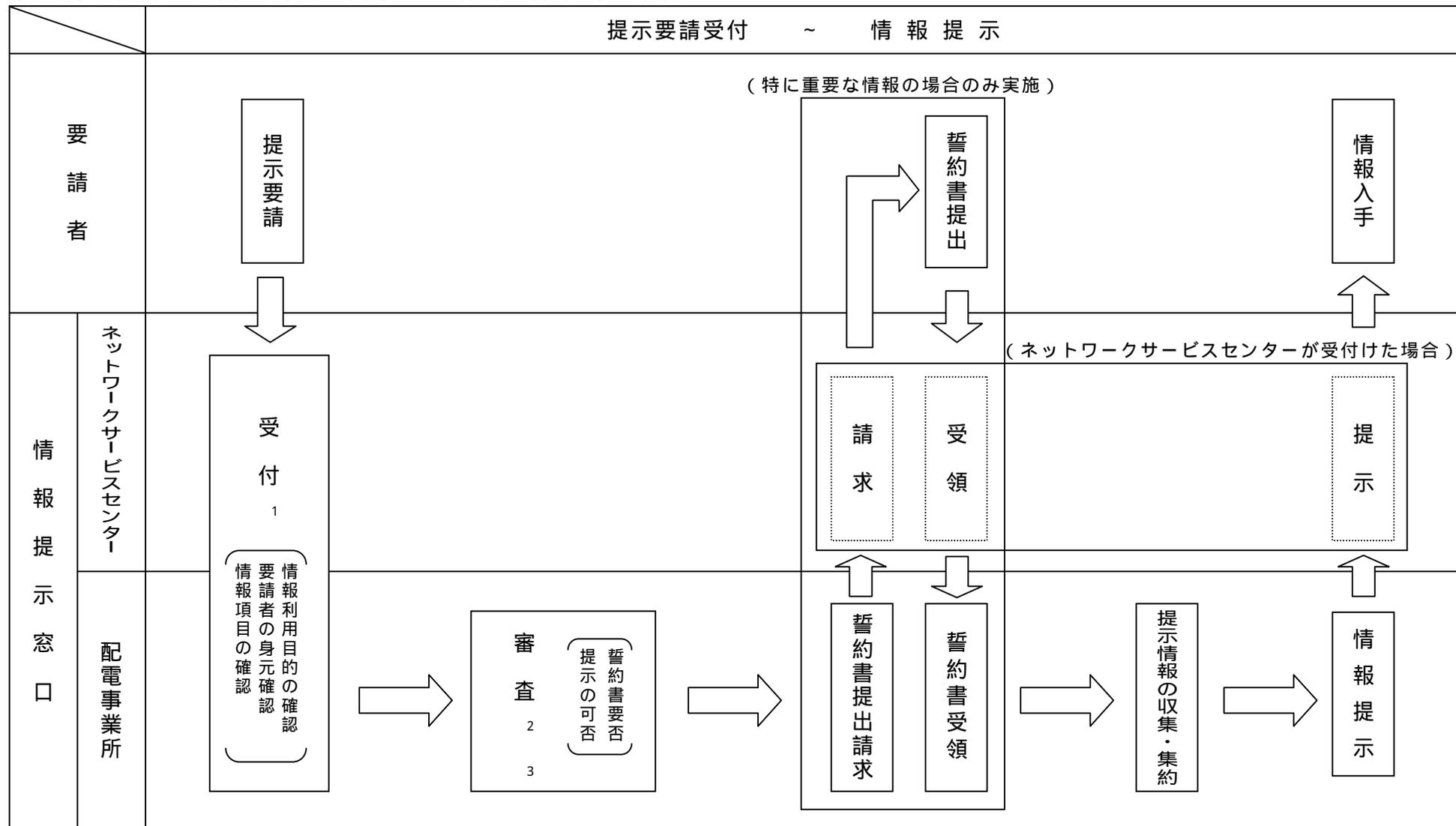
i その他社会的影響が懸念される以下の施設

電気事業者の給電所・制御所、報道機関、高層ビル、地下街、自衛隊施設、米軍施設

3.1.2 第三者情報の例外的取扱い

前項、3.1.1に定める第三者情報について、原則公表しないが、社会的要請などに基づく第三者情報の公表にあたり、第三者からの許諾が得られた場合については、この限りではない。

系統利用検討に必要な情報を提示する場合の標準的な業務フロー



- 1 提示要請を受付けた箇所が、要請者への対応を行う。
- 2 審査および情報収集・集約に時間を要する場合は、その理由および提示可能時期の見込みを要請者へ説明する。
- 3 審査の結果、情報提示不可となった場合は、その理由を要請者に説明する。